

次期ガス安全高度化計画の策定に向けた今後の進め方について（案）

平成 30 年 3 月 6 日

経済産業省産業保安グループ

ガス安全室

1. これまでの策定経緯

<1998 年（平成 10 年）3 月>

ガス安全高度化検討会（資源エネルギー庁公益事業部（当時））において、「ガス安全高度化検討会報告書」（以下「旧計画」）を取りまとめ。

- ✓ 2010 年（平成 22 年）を目標年次とし、ガス安全高度化目標を設定

<2010 年（平成 22 年）5 月～>

ガス安全小委員会（総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会（当時））が今後の 10 年間を見据えた総合的なガス保安対策の計画策定の検討を開始。

<2011 年（平成 23 年）5 月>

ガス安全小委員会において、現「ガス安全高度化計画」（以下「現計画」）を策定。

- ✓ 2020 年（平成 32 年）が目標年次
- ✓ 死亡事故、人身事故といった被害が重篤な事故は撲滅。併せて、重大事故につながる可能性のある物損等の被害の比較的軽微な事故も着実に低減
- ✓ 理念目標（安全高度化目標）の設定とあわせ、講じる対策を評価するための数値指標（安全高度化指標）及び実行計画（アクションプラン）を設定

2. 次期計画の基本的な考え方（案）

（1）目標年次

- ガス事業を取り巻く社会情勢の変容や関連技術の進歩、それに応じたリスクの変化をマクロに捉え、対策全体として評価する上での目標期間としては、旧計画及び現計画と同様、10 年間が適切と考えられる。（目標期間：2021 年～2030 年）
- 他方、目標期間内における対策の進捗状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応につなげるため、5 年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する。（2026 年に実施）

（2）目標及び指標の設定

- 重篤な人的被害に着目した現計画の安全高度化目標（死亡事故ゼロ）は、保安上目指すべき最も重要な目標であることから、方針として引き継ぐものとする。
- 製造／供給／消費の各段階の人的被害に着目した現計画の安全高度化指標についても、システム構成、保安体制がそれぞれ異なる業態区分に従った目標設定として一定の合理性があること、さらには、昨年の小売事業の全面自由化に加え、今後導管事業の法的分離が進む状況においては、事業主体の多様化が見込まれることから、方針として引き継ぐものとする。（具体的な数値については、今後のフォローアップ状況を踏まえ今後検討）

(3) 実行計画（アクションプラン）の設定

- 実行計画（アクションプラン）の設定に当たっては、現計画の取組状況や、事故分析に基づく保安対策を評価し、引き続き必要となる要素とともに、ガスシステム改革の進捗、IoT/AIといった新技術の活用状況、保安のスマート化、保安人材の確保、国際化の進展、水素導管供給など新規ビジネスの創出などの環境変化も踏まえた新たな要素を抽出した上で、アクションプランを構築することとする。
- その上で、各段階における安全高度化指標を効率的に達成するため、事故分析の一層の精緻化を進め、アクションプラン上の個別活動として取り組むべき活動内容について重要度の明確化を図り、重点的な取組を促す仕組みとする。

（参考：次期アクションプランの検討における新たな要素（事例））

- ・ 保安のスマート化の進捗（スマートメータの導入状況等）
- ・ 制御システムに係るサイバーセキュリティ対策の取組
- ・ IoT、AI 技術の導入状況
- ・ ガスシステム改革による保安レベルの維持状況（見える化との連携）
- ・ 水素導管供給における保安レベルの確保状況

※上記はイメージであり、具体的な項目、内容については今後検討。

3. 今後のスケジュール（案）

<2018 年度末のガス安全小委まで>

今後の事故分析、アクションプラン設定のあり方とともに、次期計画の構成、概略について、骨子（案）を提示、ご審議。

<2019 年度末のガス安全小委まで>

アクションプランの具体的な内容を選定した上で、計画のドラフト案を提示、ご審議。（以上の間、必要に応じ WG 等の有識者、関係者間で検討）

<2020 年度末のガス安全小委まで>

2020 年の取組状況を最終的に評価、反映した上で、最終的な計画（案）を提示、決定。

<2021 年 4 月～>

次期計画の実施。